



第 26 号

令和2年 6月 8日

東ト協 適正化事業部

緊急事態宣言解除に伴う巡回指導の再開について

適正化実施機関では、新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛要請を伴う「緊急事態宣言」の発出を受け、巡回指導を中止する措置をとってまいりましたが、5月25日の「緊急事態宣言解除」を受け、巡回指導を再開することといたしました。

なお、巡回指導にあたっては、感染防止の観点から指導員の毎日の体温検査、マスク着用等の対策を実施いたします。事業所におかれましても、巡回指導立会者のマスク着用や可能な範囲でソーシャルディスタンスの確保のほか、立会者の体調に留意し、発熱等がある場合は、必ず事前に、適正化実施機関へ連絡するなど感染防止へのご協力をお願いします。

また、巡回指導の再開に伴って、一部の指導項目について、**下記のとおり特例措置が講じられています。**

1. 適性診断の受診延期に係る特例措置 <指導項目Ⅲ. (13) >

特定運転者（事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者）の適性診断は、告示に定める時期に受診することと受診期間が規定されていますが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間（4月7日から7月25日まで）は、当該受診期間に含めないものとされました。

2. 健康診断の受診延期に係る特例措置 <指導項目Ⅴ. (4) >

健康診断（雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断）が6月末までに実施することとされているのに、新型コロナウイルス感染症の影響で健康診断を実施していない場合は、令和2年10月末まで実施期間を延期することが認められました。

3. 運行管理者講習、整備管理者研修の延期に係る特例措置 <指導項目Ⅲ. (3)、Ⅳ. (3) >

運行管理者及び整備管理者の所定の講習・研修が、新型コロナウイルス感染症の影響により実施日が延期され、令和元年度に受講できなかった場合は、令和2年度中に受講することとされました。

<巡回指導等に関するお問い合わせ先>

(一社) 東京都トラック協会 適正化事業部

TEL 03-3359-4138 / FAX 03-3359-6009